

平成28年11月24日

旧北上川水面利用者協議会事務局
北上川下流河川事務所
石巻市

石巻市中瀬周辺において船舶所有者へ移動を促す周知活動を行います
～旧北上川には、船の長期係留は出来ません～

先の東日本大震災において、津波により係留船が市街地に流出したことで被害を拡大させたほか復旧活動へ支障をきたすこととなりました。

河川への長期係留が出来ないこと、秩序ある水面利用を船舶所有者等へ啓発することを目的として、旧北上川水面利用者協議会においてチラシ配布等による合法的な係留場所への移動を促す周知活動を行います。

なお、詳細は下記のとおりです。

記

○活動日時 平成28年11月29日（火）9：15～10：30（予定）
（予備日：平成28年12月2日（金）9：15～10：30（予定））

○開始場所 水辺の復興・みらい館（石巻市中瀬・石ノ森萬画館となり）

旧北上川水面利用者協議会（設立趣旨と今回の周知活動について）

■設立趣旨

旧北上川に長期にわたり係留されている船舶の一部は、洪水流下の阻害や流出した際の河川及び港湾管理施設等の損傷、また騒音の発生や油漏れによる水質事故など周辺住民の生活環境悪化の要因にもなっています。また東日本大震災後では船舶が市街地に流出し被害を拡大させたほか復旧活動の支障となりました。このような状況を踏まえ長期係留船舶対策等、安全かつ秩序ある水面利用について、議論・検討を行うことを目的として、平成24年4月18日に設立されました。

■今回の周知活動について

昨年11月25日に行われた周知活動に続き第2回目の周知活動です。なお、今回は活動状況を協議会委員でもある周辺住民の方々等が立ち会いのもとで活動する予定です。

協議会資料及び記者発表については、北上川下流河川事務所のホームページでもご覧になれます。
ホームページアドレス 【 <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/> 】

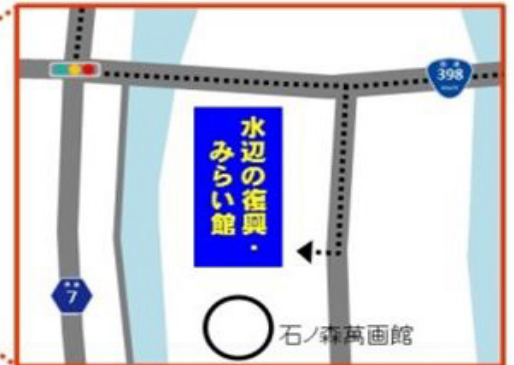
<発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ>

問い合わせ先

○国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
占有調整課長 塚田 敦
住所：石巻市蛇田字新下沼80 電話：0225-95-0194（代表）

○石巻市 建設部 河川港湾室長 間山 隆之
住所：石巻市穀町14-1 電話：0225-95-1111（代表）

■水辺の復興・みらい館へのアクセス



旧北上川に長期間係留はできません。

①船舶や係留ロープによる防災活動の支障や油流出による水質事故の発生など、防災や環境の面で悪影響を及ぼします。

②先の東日本大震災において船舶が市街地に流出し被害を拡大させたほか復旧活動に支障をきたしました。

③長期係留・放置船舶が震災後増加してきている事への沿川住民の不安の声があります。

④長期係留・船舶の所有者から恒久的な係留施設を求める声があります。

船舶等の所有者は下記まで連絡願います。

船舶等の移動に係る照会先

プレジャー
・ヨット

個人的にレジャーを楽しむことを目的として登録・利用している船

国土交通省 北上川下流河川事務所
占用調整課
電話：(0225)
94-9851

漁 船

漁業を生業とする事を目的として登録している船

宮城県東部地方振興事務所
水産漁港部 漁港管理班
電話：(0225)
95-7318

事業船

事業を営む事を目的としている船（曳航船・運航船等）

宮城県石巻港湾事務所 港政班
電話：(0225)
95-6272

旧北上川防災マリーナ整備
に関する事

石巻市 建設部 河川港湾室
電話：(0225)
95-1111

Q & A

・係留先はどこになるのか？ 係留料金は？

→ 照会のあった船舶に対して、行政機関が個別に提案します。また、係留先によっては料金が発生する場合があります。

・昔から自由にとめてきたのに、今になってなぜ規制されなければならないのか？

→ 従来から旧北上川には許可無く係留することはできません。またチリ地震津波では流出した船舶が内海橋に引っかかり火災を発生させたほか、先の震災においては、船舶が市街地に流出し被害を拡大させたほか復旧活動に支障をきたしたところです。

・このまま係留していると、どうなる？

→ 係留船が沈没した場合等、燃料油などが流出し河川環境が悪化するなど重大な被害が生じる恐れがあります。また、その処理の費用は原因者負担となります。

・川は自由に使用できるのではないか？

→ 散歩、ボート遊び、釣りなどは誰でも自由に使用できます。しかし、係留するための施設や工作物などを設置することは、河川法によって規制されます。

・旧北上川防災マリーナはいつ出来るの？ 防災マリーナは有料なの？

→ 平成31年4月の供用開始を目指しています。それまでに、料金設定等を検討していくこととしています。

旧北上川水面利用者協議会とは

協議会は、旧北上川河口地域において「秩序ある水面利用」を促すための議論・検討することを目的として、設立されました。

《協議会の構成》学識経験者・国・宮城県・石巻市・水面利用者等・沿川住民・海保・警察
協議会の詳細は北上川下流河川事務所ホームページをご覧ください。
アドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/construction/311shinsai/index.html>

問 い 合 わ せ 先

旧北上川水面利用者協議会 事務局

国土交通省 北上川下流河川事務所 占用調整課
電話 0225-94-9851
石巻市 建設部 河川港湾室
電話 0225-95-1111